

～誰にでも優しく、身近で頼りがいのあるまち～

# 南木曾町障害者福祉計画

(平成30年度～平成35年度)

(2018年～2023年)

第5期 南木曾町障害福祉計画

第1期 南木曾町障害児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

(2018年～2020年)

南 木 曾 町

第1章	障害者福祉計画の概要	
1	計画の趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の期間	4
第2章	計画の基本的な考え方	
1	障害者総合支援法等改正の概要	5～6
2	計画の基本理念	6～7
3	施策の重点目標	7～8
4	施策の体系	9
第3章	障害福祉計画の目標	
1	障害福祉計画及び障害児福祉計画について	10
2	成果目標	11～13
第4章	施策の概要と方向	
第1節	地域での自立した生活のために	
1	訪問系サービス	14～15
2	日中活動系サービス	15～17
3	施設系サービス	18
4	相談支援	19
5	障がい児支援	20～21
6	地域生活支援事業	22～25
7	生活安定のための施策	26
8	住まいの確保	26～27
9	就労支援	27
第2節	療育支援を充実するために	
1	療育支援体制の整備と充実	28
2	関係機関との連携	29
第3節	地域で安心して生活するために	
1	地域福祉活動の推進（関係団体との連携）	30
2	広報啓発活動の推進	30～31
3	人権の尊重と権利擁護	31～32
4	緊急時・災害時の支援体制の整備	32

第4節	地域で楽しく生活するために	
1	ふれあい・交流活動の充実	33
2	芸術文化・スポーツ活動の充実	33～34
第5章	計画の進行管理	
第1節	計画の進行管理	35
第2節	計画の見直し	35
資料編		
	障害者福祉計画策定に関する懇話会等の開催状況	36
	南木曾町地域福祉計画策定推進懇話会設置要綱	37～38
	地域福祉計画策定推進懇話会名簿（障害者福祉部会）	39

～本計画の表記について～

○「障害」及び「障がい」の表記

法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称や組織名、事業等の固有名称については「障害」と表記します。

上記の事項以外、一般的な言い回し等は「障がい」と表記します。

○西暦と年号の表記

西暦と年号の表記については基本的に現行の年号表記とします。

# 第1章 障害者福祉計画の概要

## 1 計画の趣旨

平成18年度に施行された障害者自立支援法により、市町村及び都道府県に対する障害福祉計画の作成義務やサービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されてから、町では平成19年3月に「南木曾町障害者福祉計画」と「南木曾町障害福祉計画」を一体的に策定して以降、計画見直しを行いつつ、障がい者施策の推進や障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

その後、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）が施行され、平成28年4月には障害者差別解消法が施行、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められたほか、成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行（平成28年5月）や、発達障害者支援法の改正（平成28年8月）など、地域における共生社会の実現にむけた制度の整備が進められてきました。

また、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに障害児福祉計画の策定が義務づけられ、平成29年3月には国が示す障害福祉計画及び障害児福祉計画策定の基本指針が示されました。

南木曾町では、国・県の動向を踏まえ、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標値を設定するとともに、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、また、障害者基本法の基本原則（※）に基づきノーマライゼーション（※）の実現に向けて、「第10次南木曾町総合計画」に示す基本構想・基本計画に沿って障がい者福祉の拡充に努めていきます。

この計画は、南木曾町の障がい者施策をより計画的に推進するため、関係する各種計画、各種事業との調和に配慮し、南木曾町地域福祉計画策定推進懇話会の障害者福祉部会の審議を経て策定するものです。

### （※）障害者基本法の基本原則

障害者基本法（目的）第一条抜粋

「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」

### （※）ノーマライゼーション

「どのような障害を持つ人であっても特別視されることなく、社会に生活する個人として、一般の社会に参加し行動できるようにすべきである」という考え方。

## 2 計画の位置づけ

障害者福祉計画は、次の各法に規定する計画を一体的に策定するもので、南木曾町が実施する障がい者施策の具体的な方向を明らかにするものです。

また、この計画が町民や民間事業者、関係団体等、それぞれの立場において自主的な活動を行うための指針とされることを期待するものです。

- (1) 社会福祉法第 107 条に定める地域福祉計画の一部とする。  
(名称：南木曾町地域福祉計画)
- (2) 障害者基本法第 11 条に定める障害者福祉計画とする。  
(名称：南木曾町障害者福祉計画)
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）88 条に定める障害福祉計画とする。  
(名称：南木曾町障害福祉計画)
- (4) 児童福祉法第 33 条の 20 に定める障害児福祉計画とする。  
(名称：南木曾町障害児福祉計画)

### ○各法律による障がい者等の定義

※障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条

※身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条

※精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 5 条

※発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項

※児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条第 2 項

## 3 計画の期間

- ・南木曾町障害者福祉計画は、平成 30 年度から平成 35 年度
- ・第 5 期南木曾町障害福祉計画及び第 1 期南木曾町障害児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 障害者総合支援法等改正の概要

障害者総合支援法は、共生社会を実現するため、すべての障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」）が日常生活及び社会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生並びに社会生活を営む上での障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行うことを法律の基本理念として掲げています。

今般、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年度から施行されることから、以下のとおり改正点をまとめました。

項目	主な内容
自立生活援助の創設 (地域生活を支援する新たなサービス)	施設、グループホーム等から一人暮らしへ地域移行する障がい者の支援のため、一定期間にわたり訪問等を行う。
就労定着支援の創設 (就労定着に向けた支援を行う新たなサービス)	就労移行支援等を経て一般就労に移行した障がい者が、生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行う。
重度訪問介護の訪問先の拡大	日常的に重度訪問介護を利用している重度の障がい者であって、医療機関に入院した者を対象として訪問し、支援を行う。
高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用 (※)	一定の高齢障がい者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設ける。
居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設	重症心身障がい児等外出が困難な場合に居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。
保育所等訪問支援の支援対象の拡大	保育園、小学校等現在の訪問先に加え、乳児院、児童養護施設を新たに訪問対象とする。
医療的ケアを要する障がい児（医療的ケア児）に対する支援	医療的ケア児が地域で必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、福祉等関係機関の協議の場を設置する。
障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する。

(※) 高齢障がい者と介護保険

65歳以上の障がいのある人への福祉サービスは介護保険制度が優先します。また、65歳未満の人でも介護保険法に示す特定疾病により障がい者となった場合には、介護保険制度が障害者総合支援法に優先されます。ただし、障害者総合支援法では自己負担が0円だった場合でも、介護保険制度では所得の有無にかかわらず1割負担となります。

なお、介護保険制度のサービスが利用できない場合、あるいは介護保険制度にないサービスを希望する場合には、障害者総合支援法によるサービスが提供されます。

## 2 計画の基本理念

第10次南木曾町総合計画（平成29年度策定）に掲げる「誰にでも優しく、身近で頼りがいのある」福祉の推進のため、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者等の自立と社会参加を支援し、住み慣れた地域で個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができる地域社会を目指します。その実現のために、国の基本指針に沿って、以下のとおり基本理念を定めます。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者、障がい児が、障がい種別によらず一元的な障がい福祉サービスが受けられるよう、長野県の支援や木曾圏域内の相互協力等により、身近な地域でのサービスの充実に努めます。

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の地域生活への移行・継続の支援、就労支援といった課題に対し、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備を行うとともに、木曾圏域の社会資源を活用し、インフォーマルサービス(※)を含めた提供体制の整備を進めます。また、精神病床における長期入院患者の地域移行にあたり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活をするように、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の誰もが、「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域での生活を共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域

づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じ、様々なサービスを相互または一体的に利用できる仕組みづくりを進めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

健やかな育成の支援のために、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、切れ目ない一貫した支援を行う体制の構築を図ります。また、障がい児が地域において保育、教育等の支援を受けることで障がいの有無にかかわらず全ての児童がともに成長できる地域社会を目指します。

(※) インフォーマルサービス

法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいいます。

### 3 施策の重点目標

基本理念を踏まえ、南木曾町が計画期間中（平成 30 年度～平成 35 年度）に特に重点的に取り組む目標を定めます。

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

「ノーマライゼーション」理念の普及や障がい者理解の促進に努め、積極的な広報啓発活動を実施します。特に、障がい者虐待防止センター（※）や、障害者差別解消法等、障がい者等の尊厳を守るための制度の周知を図ります。

また、障がい者が特別な存在ではなく、一人の住民としてその意思を尊重され、自分らしい生活を実現できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用します。

2 地域生活の充実

自ら選択し、安心して暮らせる地域生活の充実を図るため、木曾圏域における必要なサービス基盤の整備等の取組を推進します。地域生活支援拠点等整備（※）を進め、緊急時の受入れ体制を確立するほか、地域全体で生活を支えるサービス提供体制の構築を図ります。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

3 地域共生型社会の実現

高齢者、障がい者、児童等対象者ごとに行ってきた福祉サービスについて、相互又は一体的に利用可能な共生型サービスの導入を検討します。また、住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、社会福祉協議会等と連携し、地域づくりを住民が「我



が事」として主体的に取り組む仕組みづくりを支援します。

(※) 障がい者虐待防止センター

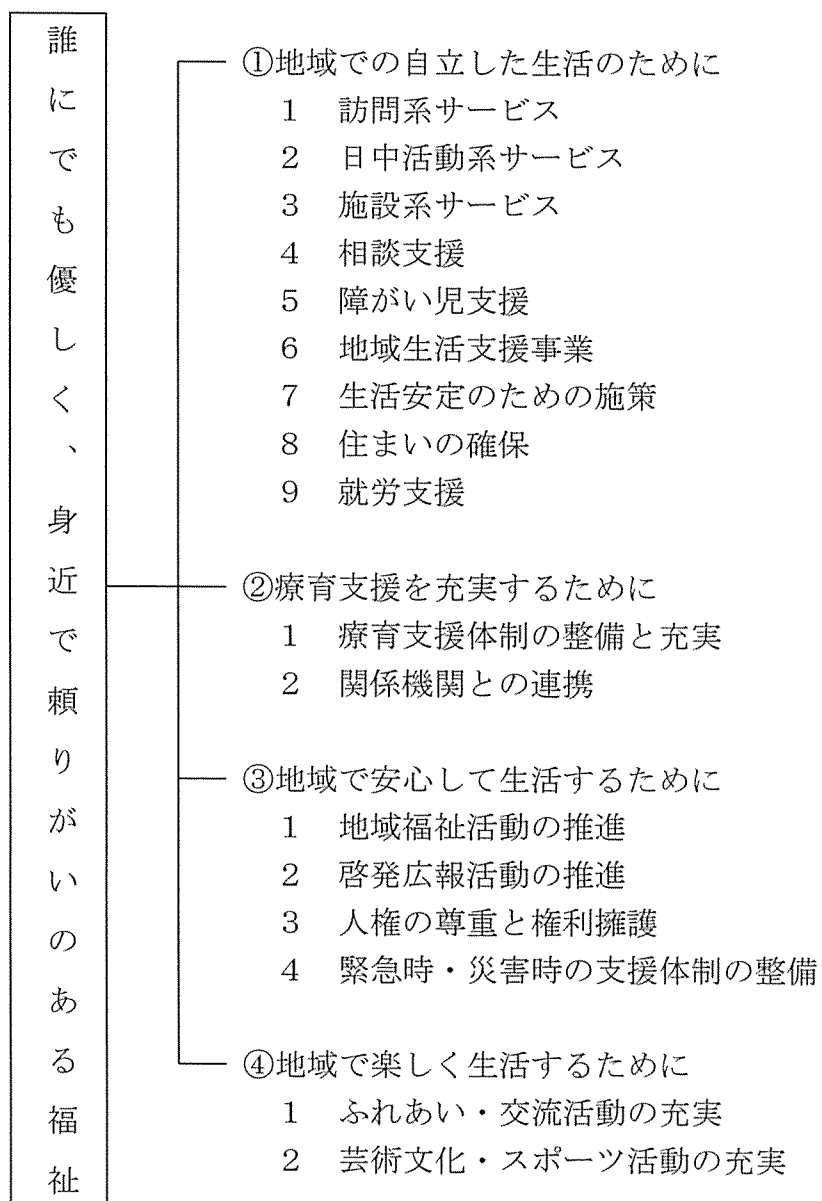
障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待に関する通報や虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口としてセンターを設置しており、町福祉係がその役割を担っています。

(※) 地域生活支援拠点等整備

第3章の2成果目標(6)地域生活支援拠点等の整備を参照。

## 4 施策の体系

施策を4つの柱に体系化し、総合的に推進することによって、「誰にでも優しく、身近で頼りがいのある」福祉を目指します。



## 第3章 障害福祉計画の目標

### 1 障害福祉計画及び障害児福祉計画について

国の計画策定に係る基本指針において、市町村は

- 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援

を基本的理念とした障害福祉計画を定めることとされています。また、その実現のために、施設入所の地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行者数等についての具体的な数値目標や、指定障害福祉サービス等について必要な見込量を定めることとされています。

木曾圏域は面積が広く人口が少ないため、障がい福祉サービスの提供にあたっては、町村単位ではなく圏域単位で取組んでいく必要があります。このため、木曾地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）（※）で様々な課題の共有や支援方法等の検討を行い、障がい児者にサービスを提供する社会資源を充実させ、一人ひとりの状況に応じつつ、合理的できめ細かな対応がとれる体制づくりを目指します。

町では、原則として国の基本指針に基づき、数値目標を以下のとおり設定し、必要なサービスの充実や就労支援に取り組んでいきます。

#### （※）木曾地域自立支援協議会

木曾圏域の相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの推進を目的に、平成19年3月に木曾障害者総合支援センター「ともに」が事務局となり設置されました。協議会には、就労支援部会・療育支援部会・生活支援部会・精神保健福祉部会・当事者部会・権利擁護部会が設置され、関係機関のネットワーク化、社会資源（サービスの構築・人材の確保・就労の確保等）の開発、障害のある人及び家族のニーズの把握、権利擁護に必要な援助、障害福祉計画の作成などについて、当事者・家族・事業者・医療機関・社会福祉協議会・行政等が参加して、継続的な協議を行います。第2章の3 施策の重点目標で述べた地域生活支援拠点等整備事業にも取り組んでいます。

## 2 成果目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画と障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」）を設定します。本計画では、平成 32 年度を目標年度とした成果目標を定めます。

### (1) 地域生活への移行者数（施設入所から地域生活への移行）

年度	単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (目標値)	31年度 (目標値)	32年度 (目標値)
移行者数	人	1人	0人	0人	0人	0人

第4期障害福祉計画では、宿泊型自立訓練の利用者を施設入所者に含めていましたが、第5期障害福祉計画では地域移行した者として取扱います。地域生活への移行者数については、現状から確実な移行を目指せる者がなく、平成 32 年度の目標値は 0 としています。

### (2) 各年度末の施設入所者数（施設入所者の削減数）

年度	単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (目標値)	31年度 (目標値)	32年度 (目標値)
施設入所支援	人	13人	14人	14人	14人	14人
削減数	人	—	－1人	0人	0人	0人

施設入所者の削減数については、平成 28 年度中に 1 名減となったものの、平成 29 年度に新たな入所者があり、14 人となっています。現状から削減数を見込むことは困難であり、平成 30 年度以降については削減数を 0 とし、現状維持としました。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行者数

年度	単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (目標値)	31年度 (目標値)	32年度 (目標値)
移行者数	人	0人	1人	0人	0人	1人

一般就労への移行者数については、平成 29 年度に 1 人の実績がありました。現状から確実に移行が見込まれる者はいませんが、平成 30 年度から「就労定着支援」が新たなサービスとして創設されることや、障害者就業・生活支援センターの利用などを期待し、平成 32 年度に 1 人の移行を目標にします。

(4) 就労移行支援事業利用者数（各年度末1か月の実利用者数）

年度	単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (目標値)	31年度 (目標値)	32年度 (目標値)
実利用者数	人	0人	0人	0人	1人	1人

現在このサービスを利用する者はいません。上記(3)にて福祉施設から一般就労への移行者を平成32年度に1名目標としていることに伴い、1名の利用を見込んでいます。

(5) 就労定着支援事業による支給開始後1年後の職場定着率

年度	30年度	31年度	32年度
定着率	—	100%	100%

平成30年度からの新規事業です。次章に詳しく記述しますが、1名の利用を見込んで目標値を設定しています。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

30～32年度	保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置
---------	-----------------------

目標年度までに、単独・共同設置を含め協議の場の設置を目指します。

(7) 地域生活支援拠点等の整備

30年度	木曾圏域で「面的整備型」を開始
------	-----------------

圏域全体を一つの拠点として捉え、点在する障がいサービス資源を有効活用し、機能の充実を図る「面的整備型」を実施します。内容は以下の通りです。

- ・相談支援機能の充実
- ・緊急時の受入れ・対応の体制づくり
- ・地域の体制づくり
- ・専門的な人材の確保と養成
- ・体験の場・機会の確保と充実

緊急時の受入れ・対応の体制づくりについては、障害者総合支援センター「ともに」(以下「ともに」)(※)に地域生活支援コーディネーターを配置し、町村や受入れ先となる短期入所事業所と連携しながら、緊急時に受入れを行うための事前準備や体制を整えます。

(8) 障がい児支援の提供体制の整備 (新)

30～32 年度	児童発達支援センターの設置	目標年度までに圏域内で設置に向けて検討
	保育所等訪問支援の体制構築	目標年度までに圏域内で構築に向けて検討
	重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所	目標年度までに圏域内で確保に向けて検討
	医療的ケア児支援の協議の場	30 年度末までに圏域内で設置

障がい児への支援の強化を進めるため、今期計画より新たに成果目標を設定することとされました。人口規模の小さい木曾圏域では、単独設置は困難なため、圏域内で全町村をカバーできる体制を検討していきます。平成 30 年度までに設置することとされている医療的ケア児支援の協議の場については、自立支援協議会内の重症心身障がい児者コンダクターチームの活用を検討します。

【参考：第 4 期計画における目標】

施設入所者の地域生活への移行	平成29年度末までに地域移行する人の累計目標人数	0 人
	平成29年度末の施設入所者の減少数	0 人
福祉施設から一般就労への移行	平成29年度の福祉施設から一般就労への移行者数	0 人

○障がい福祉サービス及び地域生活支援事業における各年度の見込量については、第 4 章第 1 節に個別サービスごとに掲載してあります。

(※) 木曾障害者総合支援センター「ともに」

地域生活支援コーディネーター、療育コーディネーター、障がい児コーディネーター、精神障がい者生活支援コーディネーター、発達障がいサポートマネージャーを配置し、障がいのある人の地域生活を総合的に支援することを目的に平成 16 年 10 月に設置され、平成 19 年 4 月から「ひのきの里総合福祉センター（上松町）」内で事業を実施しています。

# 第4章 施策の概要と方向

## 第1節 地域での自立した生活のために

障がい者等が住み慣れた地域で社会の一員として自立した生活や活動をするためには、ニーズに応じた適切な福祉サービスが提供される体制づくりが重要です。

また、ニーズの把握のためには、町、一般的な相談支援を行う「ともに」、利用者個々に応じたサービス利用計画を作成する特定相談支援事業所が、相互連携を取りながらさらなる相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

障がい者等が、その人らしく暮らせる社会を目指し、総合的な生活・就労支援を進めるため、福祉サービスの必要量を見込み、施策の方向性を定めます。

### 1 訪問系サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。 (本町にはこのサービス事業所はありません。)
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護など、外出する際に必要な援助を行います。 (本町にはこのサービス事業所はありません。)
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などの複数のサービスを包括的に提供します。 (本町にはこのサービス事業所はありません。)

●訪問系サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間	35時間	30時間	40時間	40時間
行動援護 重度包括支援	(人)	5人	5人	6人	6人

●サービスの見込量と確保のための方策

訪問系サービスの見込量の設定にあたっては、現在居宅介護以外のサービスは利用対象者がなく、利用者の要件や形態に制限があるため、主に居宅介護の必要量で見込んでいます。現状のサービス利用者数と時間数を基本とし、平成30～32年度の間にも新規利用となる人数を見込んで算出しました。

必要な人にサービスが提供できるよう、地域ケア会議等を通じて相談支援事業者、居宅介護事業者との情報共有を密にし、適切なサービス量の確保に努めます。

また、障害特性に応じた対応力を向上させ、人材のスキルアップを目指すため、県や自立支援協議会が実施する研修等の情報提供を行い、積極的な参加を促します。

## 2 日中活動系サービス

区分	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。原則として、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）の方が対象となります。なお、入所を伴う場合は基本的に区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）の方が対象となります。
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練については、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障がい者、難病の方などが対象となります。 生活訓練については、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい者及び精神障がい者が対象となります。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活



	<p>動に関する支援、適性に応じた職場の開拓や就労後の定着のための相談などを行います。</p> <p>一般就労を希望する 65 歳未満の障がい者が対象となります。</p>
就労継続支援 (A型・B型)	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>A型については、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な利用開始時 65 歳未満の方が対象となります。</p> <p>B型については、過去に就労経験のある方や、就労移行支援事業等を利用したが、一般就労に結びつかない方等が対象となります。</p>
就労定着支援〈新〉	<p>就労移行支援等を経て一般就労した障がい者で、就労に伴う環境変化により支援が必要な人に、一定期間、課題解決に向けて必要な支援や、企業・関係機関等との連絡調整等を行います。</p>
療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。長期入院による医療的ケアが必要で、一定の要件を満たした方が対象となります。</p>
短期入所 (福祉型・医療型)	<p>居宅において介護者の病気その他の理由により短期間の入所が必要な障がい者等に、施設において入浴、排せつ、食事その他必要な支援を行います。</p> <p>福祉型は障害支援区分 1 以上（該当する障がい児含む）、医療型は病院等にて実施されるもので、遷延性意識障害、難病の方等が対象となります。</p>

●サービスの見込量（年間合計を 12 で除した 1 か月当たりの見込量）

サービス名	単位	28 年度 (実績)	30 年度 (見込)	31 年度 (見込)	32 年度 (見込)
生活介護	人日分	350	374	374	374
	人	18	17	17	17
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	22	22	0	0
	人	1	1	0	0
就労移行支援	人日分	32	0	22	22
	人	3	0	1	1

サービス名	単位	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
就労継続支援（A型）	人日分	138	198	198	198
	人	7	9	9	9
就労継続支援（B型）	人日分	208	222	230	250
	人	13	13	13	14
就労定着支援〈新〉	人	—	1	1	1
療養介護	人	1	0	0	0
短期入所 (福祉型・医療型)	人日分	7	35	40	45
	人	1	5	6	6

●サービスの見込量と確保のための方策

生活介護：今後の利用見込人数×22日（月）で算出しています。利用者は主に施設入所者となっています。今後、より充実させていくため、共生型サービスについて検討していきます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）：

機能訓練は現行利用者がなく、利用者見込もないため0としました。

生活訓練は現行1名の利用者がありますが、平成31年度以降見込がないため0としました。

就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援A型・B型・就労定着支援〈新〉）：

就労移行支援、就労定着支援は、現行利用者ありませんが、一般就労へ移行した者や新規利用者を見込んでいます。就労継続支援A型・B型については、現行の利用量及び木曾養護学校卒業生等新規利用の人数を勘案し、見込を算出しました。継続的なサービス利用を支援するとともに、就労に必要な知識や能力が高まった人は、一般就労やA型事業所へ移行できるよう支援します。

療養介護：平成30年度以降利用者見込ないため0としました。

短期入所（福祉型・医療型）：

現状、医療型は利用対象者がいないため、主に福祉型の必要量を見込んでいます。平成30年度に地域生活支援拠点等整備事業が始まることから、新規利用の増加を見込みました。短期入所は、グループホーム等身近な場所で提供されるサービスのため、圏域内の情報連携により必要量の確保に努めます。

### 3 施設系サービス

区分	事業内容
自立生活援助〈新〉	施設入所やグループホームから地域での一人暮らしに移行した障がい者で、理解力や生活力等に不安のある人に、一定期間、訪問や電話等により、必要な助言や関係機関との連絡調整等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居で、主に夜間において、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います。地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者が対象となります。平成28年5月に当町にグループホームすみよしが開所しました。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。原則として、障害支援区分4以上(50歳以上の場合は区分3以上)の人が対象となります。生活介護などの日中活動系とあわせて、障がい者の日常生活を一体的に支援します。

#### ●サービスの見込量(年間合計を12で除した1か月当たりの見込量)

サービス名	単位	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
自立生活援助〈新〉	人	—	0	1	1
共同生活援助		11	11	12	12
施設入所支援		13	14	14	14

#### ●サービスの見込量と確保のための方策

##### 自立生活援助〈新〉:

新規事業のため現行利用者はありませんが、生活訓練からの移行者を平成31年度より見込んでいます。特定相談支援事業者が提供することが想定されます。

##### 共同生活援助:

現行の利用者に加え、ニーズが高いことや今後圏域内にグループホームの開設が見込まれることから、増加を見込んでいます。圏域内外問わず、グループホーム事業所の情報収集や、相談支援等を通じて利用希望者の的確なニーズ把握に努め、体験利用の場の提供を行います。

##### 施設入所支援:

成果目標との整合性を取るため、現状維持で見込んでいます。入所希望者、見込者の把握に努め、入所連絡調整会議の活用を図ります。

#### 4 相談支援

区分	事業内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的なモニタリングを実施し、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人を対象に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験利用の支援など、施設・病院から退所・退院して地域生活に円滑に移行できるように支援を行います。 (圏域内にはこのサービス事業所はありません。)
地域定着支援	一人暮らしの人や、同居する家族の障がいや病気のため緊急時等の支援が見込まれない障がい者を対象に、地域生活が継続できるように相談や緊急時の訪問などの支援を行います。 (圏域内にはこのサービス事業所はありません。)

#### ●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
計画相談支援	人	8	9	9	10
地域移行支援		0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0

#### ●サービスの見込量と確保のための方策

計画相談支援：

平成28年度実績を基に、その後のサービス利用者の伸びを勘案して必要量を見込んでいます。障がい福祉サービスの利用者が増加していることから、実績も伸びています。現在、町内に2カ所の指定特定相談支援事業所（あしすと、ひだまり）があり、相談支援事業の提供を担っています。木曽障害者総合支援センターともが主催する相談支援専門員連絡会を通じて圏域内の情報課題を共有し、相談支援の提供体制の確保と質の向上を推進します。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）：

入所施設や精神科病院から地域生活に移行してサービスを利用すると見込まれる者が現在いないため、0としました。

## 5 障がい児支援

区 分	事業内容
児童発達支援 医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の通所による支援を行います。医療も行うものを「医療型」といいます。
放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の通所による支援を行います。就学中の障がい児が対象です。
保育所等訪問支援	専門職員が保育所等を訪問し、障がい児や保育所職員等に対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援<新>	重度の障がいのため、通所による支援を受けることが困難な障がい児の居宅を訪問し、発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい者の計画相談支援と同様です。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置<新>	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

### ●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
児童発達支援 医療型児童発達支援	人日分	7	8	12	12
	人	3	2	3	3
放課後等デイサービス	人日分	0	5	5	5
	人	0	1	1	1
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援<新>	人日分	—	0	0	0
	人	—	0	0	0
障害児相談支援	人	3	3	3	3
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置<新>	人	—	1	1	1

●サービスの見込量と確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービス：

児童発達支援は、平成 28 年度実績を基に、サービス利用者の伸びを勘案して必要量を見込んでいます（児童発達支援（医療型）は現状利用者の見込みはありません）。

また、放課後等デイサービスは、現在利用者はいませんが、平成 30 年度以降利用が見込まれるため、一人分を見込んでいます。

木曾圏域内では木曾町にある木曾こどもセンターが児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業を実施していますが、利用者の規模、職員の確保の問題から、両事業の十分なサービスの提供は難しい状況です。また、当町においては距離的な問題から保護者の負担もあります。圏域内唯一の障がい児福祉サービス事業所として、専門性や機能の充実を図ります。また、より身近な場所でサービスが受けられるよう、共生型サービスの導入を検討します。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援〈新〉：

木曾障害者総合支援センターとともにの療育事業による保育所の巡回相談が実施されている事や、居宅訪問型の対象となるような児童が現在いないため、現状の見込は 0 としています。

障害児相談支援：

成長を機に利用者の変動はありますが、概ね平成 28 年度実績の維持で利用者を見込んでいます。町内では、指定特定相談支援事業所あしすとが事業を行っています。また、障がいの早期発見や、ニーズの掘り起こしには出生時から関わる保健師の役割が重要であるため、相談支援事業者や保健師との連携を密にし、ニーズを適正に把握して必要なサービスが提供できる体制づくりに努めます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置〈新〉：

人口規模の小さい木曾圏域では、町村単独でコーディネーターを配置することは難しいため、圏域内での共同設置を検討します。

## 6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、町が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。必須事業（法律上実施しなければならない事業）と任意事業（市町村の判断で実施できる事業）があります。

### ●必須事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がい者等の理解を深めるための研修や、普及・啓発のため広報活動を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、障がい者等やその家族、地域住民などによる自発的な活動を支援します。
相談支援事業	障がい者やその家族からの相談に応じ、情報の提供や助言等のほか、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用と思われる知的・精神障がい者に対し、必要に応じ利用に要する費用の支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	自立支援や介護負担軽減等のための用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	障がいにより屋外での移動が困難な人の、外

	出時の移動を支援することにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支援します。
地域活動支援センター	障がい者の日中活動の場として、創作活動・生産活動の機会の提供や地域との交流を通して社会参加の促進を図ります。

●年間の見込量又は年間における実施の有無

事業名	見込むもの	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無 (有：1 無：0)	0	0	0	0
自発的活動支援事業	実施の有無 (有：1 無：0)	0	0	0	0
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施見込み 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
市町村相談支援機能強化 事業	実施の有無 (有：1 無：0)	0	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施の有無 (有：1 無：0)	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	0人	1人	1人	1人
成年後見制度法人後見支援 事業	実施の有無 (有：1 無：0)	0	0	0	0
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用見込み件数	0件	0件	0件	0件
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	0人	0人	0人	0人
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	2件	0件	1件	1件
自立生活支援用具	給付等見込み件数	1件	1件	0件	0件
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	0件	1件	0件	1件
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	0件	0件	1件	0件
排泄管理支援用具	給付等見込み件数	54件	60件	60件	66件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	0件	0件	0件	0件
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見 込み者数	0人	0人	0人	0件



事業名	見込むもの	28年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (見込)	32年度 (見込)
移動支援事業	実利用見込み者数	3人	2人	2人	3人
	延べ利用見込み 時間数	699時間	420時間	420時間	520時間
地域活動支援センター	実施見込み 箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用見込み者数	9人	10人	10人	10人

●見込量の考え方と確保のための方策

理解促進研修・啓発事業：

地域生活支援事業国庫補助金を利用しての事業予定はないため、見込量を0としていますが、障がい者に対する理解を促進するため、各種行事や障がい者週間等、広報誌やインターネット等を通じた広報啓発活動を行います。

自発的活動支援事業：

地域生活支援事業国庫補助金を利用しての事業予定はないため、見込量を0としていますが、町内の障がい福祉団体が行う活動への参加や助言等、後方支援を行います。

相談支援事業：

木曾障害者総合支援センター「ともに」に委託して実施しています。毎月1回、役場においてサテライト相談も実施しています。また、「ともに」では精神保健福祉士を配置しているため、その部分を相談支援機能強化事業として見込んでいます。住宅入居等支援事業については、現在ニーズが見込まれないため0としています。

成年後見制度利用支援事業：

現在のところ実績はありませんが、成年後見制度の必要性が年々高まっていることから、各年度1名を見込んでいます。

成年後見制度法人後見支援事業：

地域生活支援事業国庫補助金を利用しての事業予定はないため、見込量を0としていますが、平成30年度から成年後見制度について広域的な体制整備が予定されているため、その状況を見ながら実施の有無を検討します。

意思疎通支援事業：

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については現在ニーズが見込まれないため0としています。手話通訳者設置事業についても、常時設置の必要がないため0としています。いずれも必要に応じ、県の登録手話通訳者・要約筆記者による派遣を依頼します。

日常生活用具給付等事業：

過去の実績及び現在の状況から必要量を見込んでいます。排泄管理支援用具は消耗品であるため、恒常的な給付が見込まれます。いずれも障がい児者の

日常生活の質の向上に必要なものとして、対象となる用具の把握や福祉用具事業者との連携に努めます。

手話奉仕員養成研修事業：

現在手話通訳等のニーズが見込まれず、町単独での実施は難しいため0としています。手話学習の機会として、県が実施する手話講座等の情報提供に努めます。

移動支援事業：

過去の実績及び現在の状況から必要量を見込んでいます。現在町内にこの事業を行う事業所はなく、他圏域での利用者を主に見込んでいます。今後、自立支援協議会等を通じ、町内及び圏域内でのサービス提供体制の整備について検討していきます。

地域活動支援センター機能強化事業：

現状を維持して実施しますが、平成30年度中に施設移転を予定しています。実利用者数はセンターの定員数と同程度を見込んでいます。事業の委託先であるNPO法人なぎそ福祉会と連携を密に図り、生産活動の機会や、利用者個々に応じた創作的活動の場の提供を行います。

●その他任意事業

市町村の裁量で実施できることから、現在利用がない事業についても圏域内での調整を行いつつ、より対象者のニーズに応じたサービスが提供できる体制づくりに努めます。

・訪問入浴サービス事業

自宅の浴室では入浴が困難な重度の身体障がい児者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

・日中一時支援事業

日中、介護者の不在等により一時的に見守りが必要な障がい者等に活動の場を提供し、介護や日常的な訓練を行います。町内ではNPO法人なぎそ福祉会で事業を実施しているほか、木曾圏域内にも事業所があります。

・レクリエーション活動等支援事業

障がい者の交流、余暇活動、健康づくり等を支援するため軽スポーツ、レクリエーションを中心とした交流会を開催します。

・自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車の利用によって自立や社会参加の促進が見込まれる障がい者に、運転免許取得や自動車改造に係る費用を助成します。

・障害者タクシー・リフトバス乗車券交付事業

タクシー利用助成券を交付することで、障がい者等の社会参加・外出を促進します。

## 7 生活安定のための施策

障がいのある人が安定した生活を確保し、社会的自立が図られるためには、雇用の確保とともに年金制度をはじめとする社会保障の充実が必要です。

また、各種福祉手当や医療費の助成など、必要な人が制度を利用できるよう手帳交付時や広報誌、ホームページ等を通じて十分な周知が必要です。

- (1) 障がいのある人が安定した生活を確保するため、障害者年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当など障がいに係る各種手当の周知に努め、年金担当者や保健師等と連携し、受給手続きを支援します。
- (2) 心身障害者扶養共済制度について周知を行い、加入者が死亡したり著しい障がいを有する状態となった時、共済年金の給付により障がい者等の生活の安定を図ります。
- (3) 障がいのある人の適切な受診と医療費の負担を軽減するため、福祉医療費を給付します。
- (4) 障がい福祉サービスに係る費用や就労、生業のために必要な資金を援助するため、生活福祉資金制度について周知し、利用を促進します。
- (5) 所得税や町県民税など、税制度における障害者控除や自動車税の減免、利子等の非課税（障がい者マル優制度）等について周知に努めます。
- (6) 身体・知的障がいのある人を対象とする公共交通機関や有料道路の割引制度、身体・知的・精神障がいのある人を対象とするNHK受信料の減免制度や携帯電話の割引サービス等の周知に努め、制度の活用を推進します。

## 8 住まいの確保

障がい者の自己決定の尊重と利用者本位の福祉サービスの提供により、施設入所から地域で暮らすことを目指す地域生活移行への転換が求められています。また、精神科病棟における社会的入院が、医療費の増加や急性期患者の入院を妨げているとして、精神障がい者の地域社会への移行が求められています。

現在、親元で生活している障がい者にとっても、親亡き後や親自身に支援が必要となったとき、地域で生活をどのように継続していくかという課題にも対処していかなければなりません。

平成28年5月に、町内に「グループホームすみよし」が開設し、障がい者が地域で暮らすための一翼を担っています。しかしグループホームのニーズは依然として高く、今後も障がい福祉サービス等の充実と併せ、地域で暮らすためにグループホームの確保が必要となっています。

- (1) 木曽圏域の基盤整備でグループホームの拡充が見込まれます。真にグループホ

- ームの利用が必要な方が入居できるよう、相談支援専門員や木曾障害者総合支援センター「ともに」と連携しながら、必要量の確保に努めます。
- (2) 障がい者にやさしい住宅改良促進事業により、住環境の整備を支援します。
  - (3) 障がい者が町営住宅へ入居する際は、障がいの状況に応じて家賃の減免や優先入居、単身入居等の制度拡充を進めます。
  - (4) 障がい者の住宅改修に係る費用を援助するため、生活福祉資金の利用を促進します。

## 9 就労支援

家庭や地域でいきいきと生活するためには、自己の持てる能力を発揮し主体的に活動する場、生活の糧を得る場として、日中活動の場や就労の場の確保は、重要な課題となっています。

町では、平成6年度に障がい者等共同作業所として「ひだまり工房」を設置し、生活訓練や就労訓練、日中活動の支援を行ってきました。平成20年度に「ひだまり工房」は長野県より就労継続支援事業B型の指定を受け、南木曾町社協が運営しています。

また、町内企業やハローワーク、木曾圏域障害者就業・生活支援センター（※）等の関係機関と連携し、就労への支援を進めていく必要があります。

- (1) 障がい者の就労の場を確保するため、今後もひだまり工房の運営を支援します。  
また安定した工賃の支払いや工賃アップのため、地域に必要とされる自主事業（リサイクル活動等）や、町、企業からの受注機会の拡充に努めます。
- (2) 木曾圏域障害者就業・生活支援センターや特別支援学校の進路指導部、ハローワーク、障害者職業センター等と連携し、ジョブコーチ制度や職業委託訓練制度などにより、障害のある人の一般就労を支援します。また、地元企業と連携し、協力支援体制の確立を目指します。  
企業に対してさまざまな障害について理解を深めてもらい、障害のある人の雇用を進めていけるよう関係機関と連携していきます。
- (3) 障害のある人を地域で支えていくためには、地域の支援が必要です。このためボランティア団体やNPO法人の支援を協働の視点にたって推進し、地域福祉活動を支援します。
- (4) 一般就労した障がい者が、安心して仕事を続け、職場に定着できるよう、平成30年度からの新規事業である就労定着支援の活用を図ります。

### （※）障害者就業・生活支援センター

国及び県から委託を受け、地域の社会福祉法人等が運営する障がい者の就労支援機関。就労を希望している又は就労中の障がい者が抱える課題に応じて、就業支援ワーカー、生活支援ワーカーが雇用及び福祉の関係機関と連携し、就業面及び生活面の支援を行います。木曾圏域では、「ともに」が事業の委託を受けています。

## 第2節 療育支援を充実するために

### 1 療育支援体制の整備と充実

地域共生社会の実現のため、障がい者等がその人らしく生活し、教育を受け、仕事ができる社会の実現が課題となっています。そのために幼児期から成年期に至るまで一貫した支援体制の整備と、専門機関の活用が求められています。

また、あきらかな知的の遅れを伴わない自閉症、学習障害等いわゆる「発達障害」を持つ子供も増加の傾向にあります。その対応として、保育所では年齢に見合った療育と生活場面の支援が必要であり、学校においては、障がい特性に配慮された教育環境の充実が必要になります。

町では、幼児期から成年期に至る支援体制として、保健、医療、教育、福祉の分野を結集し、子どもサポート協議会を設置しています。

成年期の支援としては、社会での活動を保証するため、地域活動支援センターを設置して日中活動を支援するとともに、就労支援として木曾圏域障害者就業・生活支援センター等の活用を図ります。

- (1) 児童の療育支援の充実を図り、子ども支援担当が中心となって虐待に迅速・適切に対応していきます。また、子どもサポート協議会を活用し関係機関との連携を強化します。
- (2) 障がいを早期に発見し、早期療育を実現するため、乳幼児健診体制の充実と保健福祉事務所や木曾障害者総合支援センター「ともに」が実施する相談の活用、医療機関、木曾こどもセンター、木曾障害者総合支援センター「ともに」等が行う療育訓練を推進し、子どもの健やかな発達のための支援を行います。
- (3) 療育体制の充実を図るため、自立支援協議会内の療育支援部会を通じ、圏域内の状況把握、情報を共有し、人材の確保、育成を進めます。また、不足していると思われる福祉サービスについて、拡充に努めます。
- (4) 設置を求められている医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、療育支援部会内の重症心身障がい児者在宅支援コンダクターチームを中心にした設置を働きかけます。
- (5) 保護者への知識の普及を図るため、保護者の会の活動を支援します。
- (6) 研修等を通じて、保健師・保育士など専門職の資質の向上を図ります。
- (7) 就学前後の相談体制、児童や保護者への相談・支援体制を強化するため、こどもサポート協議会の活用を図り、個々のケースに応じて関係機関と連携します。
- (8) 地域活動支援センター等を利用して、社会参加の促進を図ります。

## 2 関係機関との連携

各種福祉法の改正により、町が担うべき役割は年をおって増加していますが、町単独で支援体制を整備するには限界があります。

そのため今以上に、保健、医療、教育、福祉等分野を超えて関係機関との連携を図り、支援体制を強化していく必要があります。

また、就園、就学等の場面において、切れ目ない支援体制を構築するためには、家族とともに、支援者である保育士や教員の参加が不可欠です。さらに就労移行の時期にあたっては、就労支援の枠組みを作っていくことが重要であり、学校の進路指導担当や労働行政関係との連携も不可欠となってきます。

### (1) 乳幼児期からの支援体制の構築を図ります。

乳幼児健診等を通じて保護者からの相談に応じ、関係機関と連携し、相談機関や医療機関へのつなぎ、療育や福祉サービスの利用を支援します。

### (2) 就学期の支援体制の構築を図ります。

就学相談、教育相談等の実施を進めるとともに、個別支援会議を開催し、関係者が連携を取り情報共有することで、継続的な支援を行います。

### (3) 就労期の支援体制の構築を図ります。

高等学校、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、学校から就労へのスムーズな移行を支援します。就労後も相談支援専門員や障害者総合支援センター「ともに」が相談支援体制をとっていきます。

### (4) 療育関係者のネットワークを図ります。

木曽障害者総合支援センターとともが中心となり、圏域全体で支援体制を構築し、節目ごとに支援の連携がスムーズに行われるよう、療育関係者のネットワーク化を図ります。

### (5) 義務教育終了後の就学支援を推進します。

義務教育終了後、更なる専門知識等の習得のため、進学を希望する場合は、試験会場等での支援、入学初期の学校生活等の支援体制、国等の制度について研究していきます。

## 第3節 地域で安心して生活するために

### 1 地域福祉活動の推進（関係団体との連携）

障がい者が地域で安心して住み続けていくためには、地域住民の理解と協力が不可欠です。そのため、より多くの人々が障がい者の生活や行動に理解を示し、必要に応じて援助やボランティア等の協力が得られるような地域づくりを推進する必要があります。

このため、幼年期からの福祉教育や生涯学習を通じた取り組みが重要であり、ボランティア活動はその第1歩ともなる役割を担っています。小中学生から高齢者まであらゆる年代のボランティア活動を奨励し、関係者や関係施設、社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携を図り、障害のある人の希望や地域生活に沿ったボランティア活動を進めていく必要があります。

また、町内の各種団体（身障協・手親の会・ぱれっと）との連携を図り、障がい者等が真に必要とする協力支援体制を作っていく必要があります。同時に、協働の立場からNPO法人などの団体を育成していく必要があります。

- (1) 障がいを理解するため、町民への啓発活動を積極的に進めます。
- (2) 小中学校でのボランティア活動の推進とボランティア教育を進めます。
- (3) 地域福祉活動を積極的に推進していきます。
- (4) ボランティアセンターの活動を支援していきます。なぎそ・おたすけ隊の利用促進を図ります。
- (5) 各種団体（南木曾町身体障害者福祉協会・南木曾町手をつなぐ育成会・育ちの会ぱれっと）への情報提供と、活動に対する支援を実施します。
- (6) 障害のある人の生活を支えるNPO法人の設立を支援します。
- (7) 社会福祉協議会の共同募金委員会の助成計画との連携を図り、共同募金推進計画との連動を積極的にすすめます。

### 2 広報啓発活動の推進

障がい者等への理解をより深めるため、広報啓発活動を積極的に行い、町民の意識を高める必要があります。

また、障がい者等自身も積極的に社会参加することにより、ノーマライゼーションの理念を普及していく必要があります。

- (1) ノーマライゼーションの理念の実現に向け、広報なぎそ、ホームページ等による啓発広報活動を実施し、障がい者福祉に対する意識を高めていきます。
  - ・次の障害者週間などを有効に活用していきます。

- ① 障害者週間（毎年12月3日～9日）
  - ② 人権週間（毎年12月4日～10日）
  - ③ 障害者雇用支援月間（9月）
  - ④ 精神保健福祉普及運動（10月）
  - ⑤ 発達障害啓発週間（毎年4月2日～8日）
- ・障害者虐待防止法や障害者差別解消法、県が実施する「あいさポーター」研修等、障がいに対する理解を深めるため、制度の周知を図ります。
- (2) 社会福祉協議会が主催する「ふれあい福祉まつり」を福祉関係団体と共に支援し、障がい者への理解と交流を深めます。
  - (3) ひだまり工房、地域活動支援センター等が行う地域との交流活動を支援します。

### 3 人権の尊重と権利擁護

ひとり一人の人権が尊重され、個々の能力が発揮できる社会を実現することは、障がい者等にとっても将来への活力を維持向上させるうえでとても重要な課題です。

人権を保護するため、人権擁護委員や民生児童委員との連携を図るとともに、町の「人権尊重の町づくり条例」や「情報公開及び個人情報保護に関する条例」に基づき、人権の尊重とプライバシーの保護に努めています。

しかし、障がい者の権利擁護に関しては、知的障がいのある人や精神障がいのある人が日常生活を営むうえで、不利益を被るといったトラブルも発生しており、対応が必要となっています。

このため、人権と権利を擁護する各種制度の活用を図ることが重要です。

- (1) 人権の保護に関し、人権擁護委員や民生児童委員との連携を図ります。
- (2) 町や商工会が実施する弁護士無料相談等の活用を図ります。また、困難なケースにおいては、長野県など公的機関が実施する法律相談等を活用し人権の保護に努めます。
- (3) 職員や事業者の人権に関する研修を行い、人権意識の高揚を図ります。
- (4) 障がい者の権利擁護に関して、権利が侵害されることなく、地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業（※）や成年後見制度（※）等の利用を推進します。
- (5) 虐待の疑いがあると判断される情報を速やかに把握するため、障がい福祉サービス提供事業者や民生児童委員等と情報を共有し虐待の防止に努めます。
- (6) 障害者差別解消法に基づき、不当な差別的扱いの禁止の徹底と合理的配慮の提供に努めます。

#### （※）日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用申請や日常生活の金銭管理などが難しい障がい者を援助する事業で、本人と社会福祉協議会との契約により、生活支援員が援助を行う。



(※) 成年後見制度

判断能力が不十分なために、契約や財産管理などの法律行為を自分で行うことが困難な障がい者を保護する制度で、法廷後見では程度により家庭裁判所で選任された保佐人・補助人・後見人が、本人の代理として財産管理などを行う。

#### 4 緊急時・災害時の支援体制の整備

障がい者等は、犯罪や事故などトラブルに巻き込まれた時に、対応に困難な場合があります。このため、地域の防犯活動を推進するとともに、情報の提供やコミュニケーション手段の確保が重要です。

火災や地震、風水害などの自然災害発生時においては、障がい者等が安全に避難でき、災害による被害を最小限に留めることのできる支援体制を整備することが重要です。

- (1) 南木曾町地域防災計画に基づき、関係機関との連携を密にして、防災対策の強化に努め、災害時に迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう避難行動要支援者台帳や障がい者防災避難マニュアルの作成に努めます。また、防災担当や社会福祉協議会と連携し、地域住民が主体となって取り組む「地域支えあいマップ」の作成を支援します。
- (2) 防災意識の高揚を図るため、啓発活動を積極的に推進します。
- (3) 南木曾町内で大規模な災害が発生した場合、在宅の要支援者（一般の避難所生活において特別な配慮を要する者）のための福祉避難所の確保に努めます。木曾郡内の障がい者支援施設、グループホーム、高齢者の場合は老人福祉施設に一時的な入所ができるように、各施設と協定を締結しています。
- (4) 障がい者等の安全を確保するため、警察や防犯協会、木曾消防署、交通安全協会等との連携を図っていきます。
- (5) 詐欺や消費者トラブルに関する相談に応じ、消費生活センター、警察、司法書士などと連携し、その解決に向けて支援していきます。

## 第4節 地域で楽しく生活するために

### 1 ふれあい・交流活動の充実

すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現には、障がいのあるないに関わらず、地域における相互交流・相互支援が重要です。そのために、同じ障がい者同士の交流や、地域住民に障がいを理解してもらうためのきっかけづくりの場が必要です。

- (1) 地域活動支援センターを周知し、障がい者同士や地域の方々との交流の場づくりを進めます。
- (2) 障がい者を対象に、スポーツ・レクリエーション活動を主とした「なんでも交流会」を開催し、在宅の障がい者の交流や余暇活動を支援します。
- (3) 障がい者の活動と交流の範囲が広がるよう、広報誌や町ホームページ等を活用して、利用しやすい施設やイベント情報等の提供に努めます。

### 2 芸術文化・スポーツ活動の充実

障がいに関わらず、芸術や文化活動への関心は多くの人々が持っています。絵画や工芸など、幅広い創作活動の推進により、ゆとりや潤いのある生活が求められています。

スポーツの分野では、パラリンピック（※）や2005年に長野県で行われたスペシャルオリンピックス（※）による冬季世界大会、デフリンピック（※）など、世界的な障がい者スポーツ大会の開催もあり、障がい者等のスポーツに対する関心や認知度が高まっています。競技スポーツも含めた障がい者スポーツの推進を図るとともに、障がいに応じて誰もが気軽に楽しめるスポーツやレクリエーションを普及していく必要があります。

障がい者の生活スタイルやニーズの多様化により、また上記で述べた障害のある人の交流や余暇活動の充実を図る意味でも、芸術文化活動やスポーツ活動の充実が果たす役割は今後さらに重要になっていきます。

#### （※）パラリンピック

身体障害者の国際スポーツ大会。4年に1度、オリンピック開催地で開かれる。

#### （※）スペシャルオリンピックス

知的発達障害のある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織。

#### （※）デフリンピック

4年に1度、世界規模で行われる聴覚障害者のための国際総合競技大会。

(1) 芸術文化活動の充実

県の障害者文化芸術祭作品展や、南木曾町町民展などへの参加を促すとともに、機会あるごとに創作活動の発表の場を提供します。

生涯学習担当や地域活動支援センターと連携し、障がい者等の文化活動や創作活動に支援を行い、仲間づくりや余暇活動の充実を図ります。

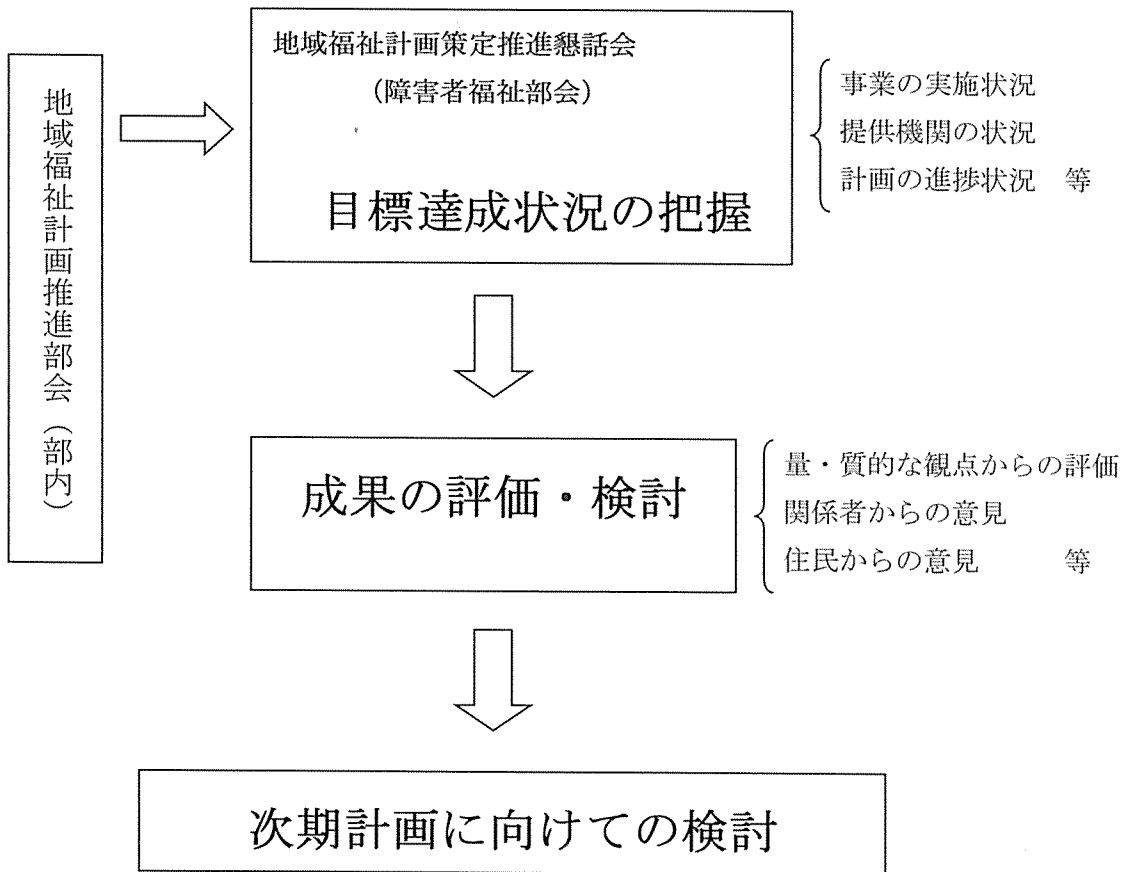
(2) スポーツ活動の充実

木曾郡ふれあいスポーツ交流会や長野県障害者スポーツ大会等の周知を図り、参加を支援します。また、長野県障がい者福祉センター「サンアップル」等が行うスポーツ大会やイベントの情報提供に努めるとともに、サンスポートまつもとや総合型スポーツクラブとの連携を図り、スポーツに親しむ機会を作ります。

# 第5章 計画の進行管理

## 第1節 計画の進行管理

本計画が着実に推進されるよう、計画の実施状況を把握し、必要に応じて検討、見直しを行っていきます。部内の地域福祉計画推進部会及び地域福祉計画策定推進懇話会（障害者福祉部会）が進行管理を担っていきます。



## 第2節 計画の見直し

本事業計画は3年を1期として計画されています。計画は、平成32年度に見直しを行い、平成33年度から35年度までの事業計画を策定します。

## 障害者福祉計画策定に関する懇話会等の開催状況

### 1 南木曾町議会への報告等

協議会開催日	協議内容
平成18年9月28日	障害者自立支援法と障害者福祉計画の概要
平成19年3月27日	障害者福祉計画の報告
平成21年9月17日	障害者福祉計画見直の報告
平成24年6月12日	障害者福祉計画見直の報告
平成27年3月27日	障害者福祉計画見直の報告
平成30年6月20日	障害者福祉計画見直の報告

### 2 地域福祉計画策定推進懇話会（障害者福祉部会）の開催状況

部会開催日	協議内容
平成18年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画について</li> <li>・障害者自立支援法の概要について</li> <li>・障害福祉計画の概要と今後の日程について</li> <li>・班別の意見交換会</li> </ul>
平成18年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉計画骨子について</li> <li>・障害福祉計画目標値について</li> </ul>
平成19年3月14日	・障害者福祉計画について（当初の最終確認）
平成21年4月6日	・障害者福祉計画の見直について
平成21年7月22日	・障害者福祉計画の確認について（見直しの最終確認）
平成24年2月23日	・障害者福祉計画の見直について
平成27年3月26日	・障害者福祉計画の見直について
平成30年3月23日	・障害者福祉計画の見直について

### 3 説明会の開催状況

会議開催日	協議内容
平成17年6月30日	障害者自立支援法説明会（障害福祉団体対象）
平成19年2月13日	障害者福祉計画策定説明会（全町民対象 昼）
平成19年2月13日	障害者福祉計画策定説明会（全町民対象 夜）

### 4 地域福祉計画推進部会の状況

障害者福祉計画について庁内推進部会で協議を行いました。

また、必要なサービスの確保や圏域の障害福祉計画について、広域連合や郡内他町村をはじめ、保健福祉事務所や木曾障害者総合支援センター「ともに」、木曾地域自立支援協議会で調整を行いました。

## 南木曾町地域福祉計画策定推進懇話会設置要綱

平成14年6月28日

告示第26号

### (設置)

第1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画を策定推進するにあたり、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者等の意見を広く求めるため、南木曾町地域福祉計画策定推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (計画の趣旨)

第2 地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定め、福祉サービスの総合的・計画的な推進と地域福祉活動への住民参加の促進を図る地域福祉の総合計画とする。

- (1) 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉活動への住民の参加の促進に関する事項

### (審議)

第3 懇話会は、地域福祉計画の策定推進に関し必要な事項を審議するとともに、次に掲げる地域福祉計画を構成する個別計画について審議する。

- (1) 老人保健福祉計画に関する事項
- (2) 障害者福祉計画に関する事項
- (3) 健康づくり計画に関する事項
- (4) 次世代育成支援行動計画に関する事項
- (5) その他、地域福祉計画に属するその他の計画に関する事項

### (総務会及び部会)

第4 懇話会に総務会と次に掲げる部会を置く。

- (1) 第3第1号関係部会(高齢者保健福祉部会)
- (2) 第3第2号関係部会(障害者福祉部会)
- (3) 第3第3号関係部会(健康づくり部会)
- (4) 第3第4号関係部会(子育て支援部会)

2 総務会は、部会で審議された個別計画及び個別計画の推進について、審議承認する。

3 部会は、個別計画毎に計画策定及び計画推進について審議し、総務会に報告するものとする。

### (組織)

第5 懇話会は、第4に規定する総務会及び部会の所属と併せて、町長が委嘱する。

2 懇話会に会長及び副会長、部会に部会長及び副部会長を置き、町長が懇話会の委員

の内からこれを指名する。

3 総務会は、会長、副会長、部会長、副部会長で構成する。

4 会長は、会務を総理し、副会長は会長に事故あるとき、その職務を代行する。

5 部会長は、部会を総理し、副部会長は部会長に事故あるとき、その職務を代行する。

(会議)

第6 懇話会の会議は、懇話会及び総務会並びに部会とする。

2 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 総務会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

4 各部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(調整及び助言等)

第7 懇話会は、必要があると認めるとき、総務会及び部会に実務担当者による調整会議を設けることができる。

2 懇話会は、必要があると認めるとき、第6に規定する会議へ委員以外の者の出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(任期)

第8 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9 懇話会の事務局は住民課に置く。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

前 文 (抄) (平成17年3月31日告示第19号)

平成17年4月1日から適用する。

前 文 (抄) (平成24年8月1日告示第31号)

公布の日から施行する。

## 南木曾町障害者福祉計画

平成30年3月

策 定 南木曾町地域福祉計画策定懇話会  
(障害者福祉部会)

発 行 南木曾町住民課  
〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書3668-1  
電 話 0264-57-2001  
F A X 0264-57-2270  
ホームページアドレス <http://www.town.nagiso.nagano.jp>